

一般社団法人八重瀬町観光物産協会 会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人八重瀬町観光物産協会定款（以下「定款」という。）第14条の規定に基づき、一般社団法人八重瀬町観光物産協会（以下「当法人」という。）の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 当法人の会員は、次の2種の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同する八重瀬町内在住の個人、八重瀬町内を活動拠点とする団体又は八重瀬町内に事業所を有する個人若しくは法人
 - (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、活動を賛助する個人、団体又は法人
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、理事会の承認を得た場合は、同号に掲げる正会員とすることができるものとする。

(入会手続)

第3条 当法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書（様式第1号）を提出し理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

2 理事会は、入会の可否を決定したときは、直ちに別に定める会員入会（決定・却下）通知書（様式第2号）により当該入会希望者に通知しなければならない。

(入会基準)

第4条 当法人への入会の可否は、次に掲げる基準で理事会において決定する。

- (1) 当法人を除名された者で、2年を経過している者
- (2) 暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者でないこと
- (3) 入会申込書及び関係書類から、会員としてふさわしいものと認められる個人、法人又は団体であること
- (4) 前号に掲げる者のほか、定款第3条の目的に照らして適当であると理事会が認めるもの

- 2 この基準の定めに従い理事会で承認を経て、会長が入会の可否を決定するものとする。

(会員名簿)

第5条 当法人は、入会者に対する会員の氏名、名称及び住所等の個人情報
は、会員名簿を作成することにより管理する。

- 2 会員の個人情報は、会員の種別毎に会員名簿に登録する。

(入会金及び会費等)

第6条 入会金、会費の額その他会費に関する事項は、別に定める一般社団法人八重瀬町観光物産協会会費規則のとおりとする。

(資格の発生)

第7条 会員の資格は、第3条第2項の規定により通知した日より発生する。

(退会届)

第8条 会員が退会しようとするときは、別に定める会員退会届（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会員が退会した時は、会員名簿の登録を抹消する。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。